

直接支払制度と受取代理制度の違い

出産する分娩機関が直接支払制度あるいは受取代理制度のどちらかを実施しているかで利用する制度が決まります。
まずは、出産予定の分娩機関にてお尋ねください。

【直接支払制度】

①医療機関等と代理契約合意文書を交すのみです。

健保への申請は必要ありません。

※分娩費用が42万円未満だった場合のみ、差額申請が必要です。

②病院が支払機関を経由して健保に請求します。

③健保から支払機関を経由して病院に出産育児一時金を支払います。

ほとんどの分娩機関はこちらを採用しています。



【受取代理制度】

①受取代理用の申請書に医師の証明をもらいます。

②出産予定日の2ヶ月前以降に健保組合へ事前申請をしてください。

③病院が健保に出産育児一時金の請求をします。

④健保から病院に出産育児一時金を支払います。

認可された病院(小規模届出医療機関等)に限られます。

※小規模届出医療機関とは年間の平均分娩取扱件数が少なく、あらかじめ厚生労働省に届出を行なっている医療機関です。

